

一宮市広告入り窓口用封筒の無償提供に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民に提供する窓口用封筒の作製及び無償提供に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「窓口用封筒」とは、一宮市が発行した各種証明書等を持ち帰るために、市民に提供する封筒であって、封筒に広告が印刷されたものをいう。

2 この要綱において「無償提供者」とは、窓口用封筒に広告を掲載する者（以下「広告主」という。）を募集し、広告原稿を事前に確認及び校正し、その他広告主との調整を行うなど広告掲載に係る一連の事業を行い、市に窓口用封筒を無償提供する者をいう。

(設置場所)

第3条 窓口用封筒の設置場所は、市役所、出張所その他市長が指定する場所とする。

(設置期間)

第4条 窓口用封筒の設置期間は、1年とする。ただし、市長は、無償提供者と協議の上、設置期間を変更することができる。

(掲載基準)

第5条 窓口用封筒に掲載する広告の基準については、一宮市有料広告要綱（平成20年12月22日施行）第3条の規定を準用する。

(無償提供者の募集方法)

第6条 無償提供者の募集は、市ホームページに掲載して行うものとする。

2 募集期間及び無償提供者の選定基準その他募集に関し必要な事項については、募集要項で定める。

(申込資格)

第7条 窓口用封筒の無償提供の申込者は、次に掲げる要件を備えなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の各号の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、その取り消しの決定を受けていないものを除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していないこと。
- (4) 市税を滞納していないこと。

(無償提供の申込み)

第8条 窓口用封筒の無償提供を申し込むときは、「一宮市広告入り窓口用封筒無償提供

申込書」(第1号様式)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(無償提供者の審査及び決定)

第9条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、実現性、業務実績、信頼性などを総合的に評価し、公正に判断し、1者を速やかに決定するものとするが、審査の経緯については公表しない。

2 市長は、前条の規定に基づき無償提供者の決定をしたときは、その結果を書面により通知する。

(確認書の締結)

第10条 市長は、窓口用封筒の無償提供に関し、無償提供者と確認書を取り交わすものとする。

(広告の審査)

第11条 無償提供者は、窓口用封筒に広告を掲載する広告主及びその広告内容について、市長に事前に報告するものとする。

2 市長は、前項の報告があったときは、一宮市有料広告要綱(平成20年12月22日施行)第5条に規定する一宮市有料広告審査会の審査に付するものとする。

(留意事項)

第12条 無償提供者は、窓口用封筒に掲載する広告の募集に当たり、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないよう十分配慮しなければならない。

2 無償提供者は、窓口用封筒の広告内容及び色、形状等その他の仕様について、事前に市長と協議し、市長の承認を受けなければならない。

3 無償提供者は、納品する窓口用封筒の数量並びに納品時期及び場所について、市長の指示に従わなければならない。

4 無償提供者は、市の業務内容等を窓口用封筒に掲載する場合は、市長の指示に従わなければならない。

(無償提供者の責務)

第13条 無償提供者は、広告の内容その他掲載に関する全ての責任を負うものとする。

2 無償提供者は、掲載広告に関連して第三者に損害を与えた場合は、無償提供者の責任及び負担において解決するものとする。

(代替品の納品)

第14条 市及び無償提供者は、使用中の窓口用封筒の広告主及び広告内容に問題が生じた場合は、速やかに相互に通知するとともに、無償提供者は当該窓口用封筒を回収し、代替の窓口用封筒を無償で納品しなければならない。

(窓口用封筒設置の中止)

第15条 市長は、無償提供者がこの要綱の規定に違反していると認めたとき、その他市長が市民等に窓口用封筒を提供することが適当でないと認めたときは、窓口用封筒の設置

を中止するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、窓口用封筒の作製及び無償提供に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(附 則)

1. この要綱は、平成27年6月1日から施行する。
2. 一宮市広告入り窓口用封筒の寄付に関する要領(平成20年12月22日施行)は、廃止する。

(附 則)

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。